セクション4 リスク概念~主に、監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」、240「財務諸表監査における不正」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」~

<Q4-01> リスク・アプローチとは何か、簡潔に述べなさい。

【解答例】(P90)

・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に重点的に監査 の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで効率的に、財務諸表における 重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果(目的)を達成する方法をいう。

◎ワンポイントアドバイス!

・テキストの定義でもよいですが、効果性と効率性をしっかり意識したうえで暗記しましょう。

<Q4-02>リスク・アプローチに基づく監査を行うにあたって、なぜリスク評価手続が重要となるか、 簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P111)

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に重点的に監査 の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで効率的に、財務諸表における 重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果(目的)を達成する方法をいう。
- ・とすれば、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項かどうか(重要な虚偽表示リスクであるか どうか)の判断によって、**監査上採るべきアプローチが異なる**ことになる。
- ・この点について、**リスク評価手続についての監査人の目的は、**不正か誤謬かを問わず、**重要な虚偽表示リスク**、すなわち、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスク**を識別し評価すること**にある。これによって、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に対するリスク対応手続の立案と実施に関する基礎が提供されることになる(【監基報】315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」. 10)。
- ・このように、リスク評価手続は、監査上のリスクの識別と評価を行い、**その後に実施されるリス** ク対応手続の種類、時期、範囲を決定づけるという意味で重要である。

◎ワンポイントアドバイス!

・重要な虚偽表示リスクの識別と評価が誤ってしまうと、その後のリスク対応手続は(本当の) リスクに見合わない、とんちんかんなものとなってしまいます。

<Q4-03> 監査論で学習した財務諸表監査上のリスク概念について、その名称を漏れなく列挙しなさい。(網羅的に列挙するとともに、(定義ではなく)その意味は説明できる必要があります。)

【解答例】

- ・監査リスク (P90) (【監基報】200.12(5))
- ・重要な虚偽表示リスク (P91) (【監基報】200.12(10))
- ・固有リスク (P91、P92) (【監基報】200.12(10)①、【監基報】315.4(1))
- ・統制リスク (P91、P92) (【監基報】200.12(10)②、【監基報】315.4(2))
- ・発見リスク (P91、P92) (【監基報】200.12(15))
- ・事業上のリスク (P95) (【監基報】315.11(7)、同 A56)
- ・財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク (P105、P110) (【監基報】315.A182)
- ・財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスク(P105、P111)(【監基報】315.A187)
- ・実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク (P107) (【監基報】315.A209)
- ・特別な検討を必要とするリスク (P116) (【監基報】315.11(10))
- ・不正リスク (=不正による重要な虚偽表示リスク) (P220) (【監基報】240.10(3))
- その他、サンプリングリスク (P83)、ノンサンプリングリスク (P83) などがある。

<Q4-04〉重要な虚偽表示リスクとは何か述べるとともに、当該リスクと上記〈Q4-03〉で列挙したリスク(サンプリングリスク、ノンサンプリングリスクを除く。)との関係について簡潔に述べなさい。(暗記までは不要だが関係性については必ず理解が必要)

【解答例】 (P91)

- ・「重要な虚偽表示リスク」とは、**監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が 存在するリスク**をいう(【**監基報**】200.12(10))。
- ・重要な虚偽表示リスクと上記<Q4-03>で列挙したリスクとの関係については次のとおりである。

リスクの名称	重要な虚偽表示リスクとの関係
監査リスク	監査リスクを合理的に低い水準(許容可能な低い水準)に抑えるために、
	重要な虚偽表示リスクを評価したうえで発見リスクの水準を決定し、そ
	の水準に応じた監査手続(実証手続)を立案し実施しなければならない
	という関係 にある(P90)。
発見リスク	重要な虚偽表示リスクとともに監査リスクを構成し、監査リスクを合理
	的に低い水準(許容可能な低い水準)に抑えるために、重要な虚偽表示
	リスクを評価したうえで発見リスクが決定されるという関係にある
	(P90) 。
固有リスク	重要な虚偽表示リスクを構成する 二つの要素のうちの一つである(P91)。
統制リスク	同上
事業上のリスク	事業上のリスクは企業経営において経営者が対峙し、企業目的の達成等
	に悪影響を及ぼしうるリスクであり、 財務諸表の重要な虚偽表示リスク
	を含み、これよりも広義のリスクである (P96) 。したがって、事業上の
	リスクは、重要な虚偽表示リスクを含むという関係にある。また、事業
	上のリスクの多くは潜在的に財務諸表に影響を与える原因となるため、
	財務諸表に影響を与える事業上のリスクを理解することは、監査人が重 要な虚偽表示リスクを識別するのに役立つという関係にある(【監基報】
	安は延續表外リヘクを職別するのに役立ってv・7 関係にある(【監監報】 315. A55)。
財務諸表全体レベル	重要な虚偽表示リスクの一つである (P98) 。重要な虚偽表示リスクのう
の重要な虚偽表示リ	重要な歴 隔級 ボッペッパ こう とめる (1967)。 重要な歴 隔級 ボッペッパッパー ち、財務諸表全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に
スク	影響を及ぼすリスクである。したがって、特定のアサーションと必ずし
	も結び付けられない(【監基報】 315. A182)。
財務諸表項目(アサー	重要な虚偽表示リスクの一つである (P98) 。重要な虚偽表示リスクのう
ション)レベルの重要	ち、財務諸表に広く関わりがなく、取引種類、勘定残高又は注記事項に
な虚偽表示リスク	おける特定のアサーションと結び付けられるものである(【監基報】
	315. A182、A187)。
実証手続のみでは十	財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクの一種で
分かつ適切な監査証	あり、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクの
拠を入手できないリ	│ 識別・評価に影響を与えるという関係にある(P107、【監基報】315.32)。
スク	
特別な検討を必要と	(固有リスクとして) 評価された重要な虚偽表示リスクから決定される
するリスク	という関係にある (P116、【監基報】315.31)。識別された重要な虚偽
	表示リスクのうち、以下のような性質をもった重要な虚偽表示リスクが
	特別な検討を必要とするリスクである(【 監基報 】315.11(10))。
	① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の 影響の度合い、(全類的及び無効な)と響の度合い)の組合はに影響なる。
	影響の度合い(金額的及び質的な影響の度合い)の組合せに影響を及ぼ す程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価さ
	9 住及により、回有リヘクの里安及が取り高い関域に仔任りると計価さ れた重要な虚偽表示リスク
	1 ② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な檢討を必
	② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク(【監
1	要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク(【監
	要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク(【監 基報】240「財務諸表監査における不正」.26 及び【監基報】550「関連
不正リスク	要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク(【監

⊕ワンポイントアドバイス!

このように重要な虚偽表示リスクを中心としてリスク概念が整理できます。

<Q4-05>固有リスク、統制リスク、発見リスクの高低は何に影響されるのか、簡潔に述べなさい。

【**解答例**】 (P94) 、論文対策問題集 2-4-3

- ・固有リスクは、**固有リスク要因(【監基報】**315.11(6))の影響を受ける(**【監基報】**200.A37)。
- ・統制リスクは、経営者が整備する**内部統制の有効性**によって影響を受ける(【**監基報**】200. A38)
- ・発見リスクは、監査人が実施した監査手続(**実証手続)の有効性**によって影響を受ける(【監基 報】200. A42)。

<Q4-06>発見リスクはどのように決定し、その評価結果によってリスク対応手続がどのように異なることになるのか、リスク・アプローチの考えを念頭に簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P93、P94) 、論文対策問題集 2-4-4、2-4-5

監査リスクを合理的に低い水準(許容可能な低い水準)に抑えるために、重要な虚偽表示リスク を評価したうえで、その評価結果を踏まえて発見リスクを決定する。

発見リスクが低く決定された場合、監査の効果のために(重要な虚偽表示を看過しないために) 監査人が実施する実証手続を充実させる必要がある。一方、発見リスクが高く評価された場合、監査の効率を優先させて実証手続を軽減することができる。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・論文対策問題集の 2-4-5 もしくはテキスト 94 頁(5) の記述は発見リスクを低く決定し、実証手続をより充実させる場合の対応となります。
- ・実証手続を充実あるいは軽減させる場合に実証手続の「種類・時期・範囲」がどのように変わるのかをしっかり理解しましょう。
- ・この**リスクモデル**の考え方(テキスト 93 頁の式に示される考え方)は論文式試験で当然の前提として出題されますので十分に理解したうえで暗記するようにしてください。

<Q4-07> 監査基準報告書上、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別することが求められる ものを列記しなさい。(規定自体は暗記不要だが 2 つあることは要暗記)

【解答例】 (P116)

監査基準報告書の要求事項にしたがって必ず特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが必要とされた重要な虚偽表示リスクは次のとおりである(【監基報】315.11(10)②)。

- ①不正による重要な虚偽表示リスク(経営者が内部統制を無効化するリスク**を含む**。)(【監**基報**】 240「財務諸表監査における不正」.26、**30**)
- ②企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引(【監基報】550「関連当事者」.17)

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・「経営者が内部統制を無効化するリスク」は不正リスクです、忘れないようにしてください。
- ・問題文から、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引かどうかを判断させたうえで、特別な検討を必要とするリスクかどうかを答えさせる問題の出題の可能性にも備えておきましょう。すなわち、**単なる関連当事者との取引が特別な検討を必要とするリスクとなるわけではなく**、次の2つの条件が揃って特別な検討を必要とするリスクとなります。
 - ①企業の通常の取引過程から外れているかどうか
 - ②当該取引が重要かどうか

<Q4-08> 税効果会計や固定資産の減損会計など会計上の見積りに関する財務諸表項目について、一般的には、重要な虚偽表示リスクは高いと考えられるが、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別するわけではない。では、会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別する場合とはどのような場合か、またこの判断にあたって考慮することが求められる事項について簡潔に述べなさい。(前段は監基報に規定はあるものの問題の前提となると考えられるので極力暗記しておくのが望ましい、後段は暗記不要)

【解答例】 (P48、P49、P116、P236)

- ・会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別するのは、会計上の見積りに関する**固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い**(金額的及び質的な影響の度合い)の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された場合である。(【監基報】315.11(10)①)。
- ・この評価にあたっては、次の事項を考慮する必要があるとされる(【**監基報】540**「会計上の見 積りの監査」.15)。
 - (1) 会計上の見積りが見積りの不確実性の影響を受ける程度
 - (2) 以下の事項が複雑性、主観性又はその他の固有リスク要因の影響を受ける程度
 - ① 会計上の見積りを行う際に使用する見積手法、仮定及びデータの選択と適用
 - ② 財務諸表に計上される経営者の見積額と関連する注記事項の選択

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・〈Q4-07〉以外については、すべて上記一つ目の・に示された【監基報】315.11(10)①の規定に 則って特別な検討を必要とするリスクかどうかを判断することになります。
- ・固有リスク要因というのは、「関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴」と定義されています(P92、【監基報】315.11(6))。つまり、虚偽表示が生じる可能性である固有リスクの発生可能性を左右する要因をいいます(P116の固有リスクの分布図の横軸参照)。

具体的には、財務諸表項目自体あるいは財務諸表項目に影響を及ぼす事象や状況の「複雑性」、「主観性」、「変化(が生じている事実や変化の生じやすさ)」、「不確実性」、「経営者の偏向(の介入の程度や介入の可能性)」などをいいます。

・繰り返しですが、固有リスク要因は、**虚偽表示の発生可能性**に影響する要因(特徴)である点 (【監基報】315.30(1))、しっかり暗記してください。

<Q4-09>財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクはどのように識別し評価するのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P105、P116)

- ・まず、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解するとともに固有リスク要因等を考慮して固有リスクを識別し、識別した固有リスクでもって財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを識別する。そして、内部統制システムを理解し、固有リスク、統制リスクそれぞれを評価し財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクとして評価する。
- ・そのために、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクは、**固有リスクと統制リスクを分けて**評価する。
- なお、固有リスクは、虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを組み合せて評価するものとする。

⊕ ワンポイントアドバイス!

・監基報 315 によれば、**固有リスクの識別**によって**重要な虚偽表示リスクを識別**するとされています。固有リスクは、関連する内部統制が存在しないとの仮定を置いたうえで識別されるリスクであることから、**固有リスクを識別するという文脈では「内部統制(システム)の理解」という記述はしてはいけません。**

<Q4-10>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がある被監査会社について、一般的にどのような財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになるか、関連するアサーションと、財務諸表項目(取引種類、勘定残高又は注記事項)を明示して、簡潔に述べなさい。(例示項目を暗記することは不要、考え方及び解法を十分に理解してください。)

【解答例】 (P109)

- ・継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は一種の固有リスク要因であり、 当該事象又は状況がある被監査会社は、一般的に、業績が芳しくなく、運転資金が不足している ような状況にある。したがって、少しでも業績を良く見せ、継続企業の前提に関する事項の注記 を回避したい不正の動機があると考えられる。
- ・そのために、一般的に、次の関連するアサーション(【監基報】315.11(5))と、財務諸表項目(取引種類、勘定残高又は注記事項)について、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになると考えられる((注)以下は単純化した例示である)。

②関連する アサーション	①財務諸表項目 (取引種類、勘定残高又は 注記事項)	③財務諸表項目(アサーション)レベルの 重要な虚偽表示リスク
網羅性表示の妥当性	継続企業の前提に関する事項 の注記	(重要な不確実性が認められる場合に本来は継続企業の前提に関する事項の注記が必要であるにもかかわらず、). 当該注記を意図的に財務諸表から除外するリスク
評価の妥当性 網羅性	固定資産減損損失	(業績が不調であるため本来固定資産の減損損失 を認識しなければならないにもかかわらず、)固 定資産の評価を誤り減損損失の計上が行われな いリスク
評価の妥当性	繰延税金資産 法人税等調整額	(業績が不調であるため本来繰延税金資産を認識してはならないのにもかかわらず、)会社分類の判定や将来の課税所得の見積りを誤り税効果(繰延税金資産)の計上(評価)を誤るリスク
網羅性	構造改革引当金 構造改革引当金繰入額	(業績が不調であり今後大規模なリストラクチャリングを予定していることから本来構造改革引当金を認識しなければならないにもかかわらず、)構造改革引当金の計上が行われないリスク
網羅性	原価や経費などの費用項目	(本来は原価や経費などの費用を計上しなければならないのにもかかわらず、). 当該費用を意図的に未計上 (簿外) にするリスク
実在性	売上高などの収益項目	(本来は売上高などの収益を計上してはならないのにもかかわらず、). 当該収益を意図的に過大 (架空) に計上するリスク

◎ワンポイントアドバイス!

- ・解答のプロセスとしては、まず、①問題になりそうな財務諸表項目(取引種類、勘定残高又は注記事項)を思い浮かべたあと、②関連するアサーションを考え、最後に③財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクとして具体的に書き出していくという流れになります
- ・一般的に、**資産項目**は「**実在性**」や「**評価の妥当性**」、**負債項目**は「**網羅性**」や「**評価の妥当性**」、注記事項は「**網羅性**」や「**表示の妥当性**」が監査要点(アサーション)として問題になることが多いです。

- ・解答にあるリスクとは、上記のとおり、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを意味しています。このように、**単にリスクと言った場合**には多くの場合財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを意図することが多い点も理解しておきましょう。
- 〈Q4-11〉ある企業のビジネスモデルは、不動産を担保とした借入によって高額な不動産を仕入れ、数年かけて造成、建設工事を行ったあと中所得者層向けに販売するというものである。このようなビジネスモデルを採る企業において、一般的に事業上のリスクとして考えられるものを列挙しなさい。また、当該企業の監査を行う監査人は、当該事業上のリスクを受けて一般的にどのような重要な虚偽表示リスクを識別することになると考えられるか、簡潔に述べなさい。(例示項目を暗記することは不要、考え方及び解法を十分に理解してください。)

【解答例】 (P96)

・設問のような企業においては、一般的に次のような事業上のリスクがあると考えられる。事業上のリスクは一種の固有リスク要因であることから、当該企業の監査を行う監査人は例えば次のような財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになると考えられる((注)以下は単純化した例示)。

①事業上のリスク (一種の固有リスク要因)

②財務諸表項目(アサーション)レベルの 重要な虚偽表示リスク

景気が急激に悪化し冷え込んだ場合、中所得 者向けの販売が低下し**不動産(棚卸資産)が 滞留し、販売価格が下落するというリスク** (販売が不調であることから本来棚卸資産の低価法を適用し棚卸資産評価損を認識しなければならのにもかかわらず、)棚卸資産の評価を誤り棚卸資産評価損の計上が行われないリスク(関連するアサーション: (棚卸資産の)評価の妥当性、(棚卸資産評価損の)網羅性)

不動産を担保とした借入によって資金調達を行っているが、景気が急激に悪化し冷え込み中所得者向けの販売が低下した場合、不動産(棚卸資産)の販売による資金化ができず借入が約定どおりに返済できないというリスク

(資金が枯渇し借入が返済できない状況が継続した場合、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当する可能性がある。もし重要な不確実性が認められる場合には継続企業の前提に関する事項を注記する必要があるが、)当該注記が財務諸表から漏れてしまう、あるいは意図的に除外されてしまうリスク(関連するアサーション: (注記の)網羅性、表示の妥当性)

◎ワンポイントアドバイス!

- ・実際の事例問題はいろいろなケースが考えられますので、日頃から財務会計論の答練等で貸借 対照表や損益計算書を見る場合に、どのような虚偽表示(会計処理上の誤り)が考えられるか 想像する習慣をつけましょう。
- ・正しい会計処理と誤った会計処理(そもそも会計処理がなされない場合を含みます。)との差が、虚偽表示です。事例問題では必ず正しい会計処理を行った場合の仕訳と、誤った処理における仕訳をそれぞれ記載するようにしてください。
- ・「企業環境」から「事業上のリスク」を捉えて、「財務諸表項目 (アサーション) レベルの重要な虚偽表示リスク」を識別するといった一連の考え方を本問及びテキスト 96 頁によってしっかり理解しましょう。

セクション 5 監査計画と、そのためのリスク評価手続~主に、300「監査計画」、315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」~

<Q5-01> 監査計画を構成する2つの内容を示し、両者の関係性について簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P131)

- ・監査計画は、(イ)監査の基本的な方針と、(ロ)詳細な監査計画からなる(【監基報】300.2)。
- ・(イ)監査の基本的な方針は、監査業務の範囲(※1)、監査の(おおよその)実施時期及び監査の 方向性(※2)を設定し、(ロ)詳細な監査計画を作成する指針となるものである(【監基報】300.6)。
- ・監査計画の策定は、監査期間全体、すなわち、前年度の監査の終了直後、又は前年度の監査の最終段階から始まり、当年度の監査の終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセスであることから(【監基報】300.A2)、(イ)監査の基本的な方針と(ロ)詳細な監査計画とは、必ずしも別個の、又は前後関係が明確なプロセスではなく、一方に修正が生じれば他方にも修正が生じることがある、相互に密接に関連するものである(【監基報】300.A10)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・授業で解説のとおり、土台が(イ)、その土台に支えられるものが(ロ)というイメージです。た だし、上記のとおり、(イ)⇔(ロ)と行き来しあう関係にあります。
- ・①監査計画と、その後の②監査の実施の流れや、相互の関係性については、【図表 5 】参照。 また、監査計画の修正については〈Q5-15〉を参照してください。
- ・(※1)は、例えば金融商品取引法、会社法両方の監査証明が必要か、会社法の監査証明のみでよいか、といった内容です。(※2)は、重要性の基準値をいくらに設定するか、グループ監査においてどの構成単位を重要とするか、重要な構成単位について他の監査人等に作業を依頼するかどうか、といった内容です。

<Q5-02> 監査計画を策定するにあたって必ず実施することが求められるリスク評価手続の内容について述べなさい。(具体的に実施する手続については暗記不要)

【解答例】 (P104)

- ・監査計画の策定にあたっては、重要な虚偽表示リスクの内容を監査計画に反映させる必要がある ことから、**リスク評価手続の実施**が必要となる。
- ・具体的には、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の 討議を必ず実施し(【監基報】315.13及び16)、重要な虚偽表示リスクを評価することとなる。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・ 〈Q1-13〉のとおりです。
- ・リスク評価手続として経営者に質問する理由が令和4年度論文式試験に出題されました。

<Q5-03>財務諸表項目(アサーション・レベル)の重要な虚偽表示リスクの識別は固有リスクの識別によって行うことから、固有リスクを如何に漏れなく正確に識別するかが重要といえる。では、固有リスクはどのように識別するのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P92) 、論文対策問題集 2-4-3

- ・固有リスクは、**関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で**、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいい(【監基報】200.12(10)①)、**固有リスク要因**(【監基報】315.11(6))によって影響を受ける(【監基報】200.A37参照)。
- ・したがって、固有リスクは、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解し、経営者が対峙する事業上のリスク、財務諸表項目の特性、固有リスク要因等を考慮して識別する。

⊕ワンポイントアドバイス!

〈Q4-5〉、〈Q4-9〉のとおりです。

<Q5-04>リスク評価手続において、なぜ分析的手続は必ず実施することが求められるのか、その理由を述べなさい。 (暗記不要)

【解答例】 (P59、P104) 、論文対策問題集 2-2-5

- ・分析的手続は、監査上留意すべき他の関連情報との矛盾、通例でない取引又は事象、金額、比率及び傾向を識別するのに有益である。識別された通例でない又は予期せぬ関係は、監査人が重要な虚偽表示リスク、特に不正による重要な虚偽表示リスクを識別するのに役立つことがある(【監 基報】315、A25)。
- ・そのため、リスク評価手続として実施する分析的手続によって、気付いていなかった企業の状況を識別したり、変化などの固有リスク要因がどのように財務諸表項目(アサーション)における虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすのかについて理解することがある。そのため、分析的手続は重要な虚偽表示リスクを識別し評価するのに役立つ(【監基報】315. A26)。
- ・したがって、リスク評価手続においては必ず分析的手続を実施することが求められる(【監基報】 315.13(2))。

<Q5-05>リスク評価手続において、なぜ監査チーム内の討議は必ず実施することが求められるのか、 その理由を述べなさい。また、監査チーム内の討議にあたっての留意点についても簡潔に述べ なさい。(暗記不要)

【解答例】 (P104)

(前段について)

- ・適用される財務報告の枠組みの適用状況及び財務諸表の重要な虚偽表示の生じやすさについて監査チーム内で討議を行うことによって、監査責任者を含む、経験豊富な監査チームメンバーの企業に関する知識と知見、監査の過程を通じて入手した重要な虚偽表示リスクの評価、又はリスク対応手続に影響を及ぼすことがある新しい情報等を伝達し共有することができる(【監基報】315. A39)。
- ・また、討議によって、監査チームメンバーが、企業の事業内容と状況に関する各メンバーの理解 に基づいて矛盾する情報を詳細に検討するのに役立つ(同上)。
- ・これらの情報の共有と討議によって、継続監査においても、**重要な虚偽表示リスクの識別と評価** の改善につながることがある。また、**職業的専門家としての懐疑心を保持することが特に重要となる監査の特定の領域を識別**し、当該領域に関連する監査手続を実施するのに適切な技能を有する経験豊富な監査チースメンバーを関与されば、またなることができるようになる(【監基報】315. A40)。
- ・したがって、リスク評価手続においては必ず監査チーム内の討議を実施することが求められる (【監基報】315.16)。

(後段について)

・職業的懐疑心は、監査証拠を批判的に評価するために必要であることから、**妥協なく率直に**討議を行うよう留意する必要がある(【監基報】315. A40 参照)。また、不正がどのように発生するのかも含め、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるのかに特に重点を置いて討議を行うよう留意する必要がある(【監基報】315. A39)。

© ワンポイントアドバイス!

- ・配布した会長通牒平成 28 年第1号の「5. 監査チーム内の情報共有」で取り上げられているとおり、昨今監査チーム内の討議は非常に重要とされています。【監基報】315. A39及び A40あたりにその意義、趣旨、留意点が規定されていることは必ず知っておきましょう。
- ・上記の、不正による重要な虚偽表示が財務諸表のどこにどのように行われる可能性があるのか、 という点を「**不正シナリオ**」ということがあります。この用語も覚えておきましょう。追って 詳しく学習します。

<Q5-06>令和2年度の監査基準の改訂において、重要な虚偽表示リスクの評価方法が改められた。 この改訂の内容について従来の方法の問題点も踏まえて説明しなさい。

【解答例】 (P97 (※2) 、P118)

(従来の方法)

・従来(※1)は、**財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクについて**は、原則として**固有リスクと統制リスクを結合した重要な虚偽表示リスクとして評価**することとされていた。

(従来の方法の問題点)

・しかしながら、従来の方法によれば固有リスクと統制リスクを結合して評価することになるがゆえ、**固有リスクの検討が不十分となったり、主観性、不確実性といった点に影響される会計上の見積りの複雑化に対応できないといった問題点**があった。結果として、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクが適切に識別されない可能性が指摘されていた。さらに、**内部統制の運用評価手続を実施することなく、統制リスク、ひいては重要な虚偽表示リスクを評価することができる余地を生じさせるという問題点**があった。結果的に、内部統制の運用評価手続を適切に実施することなく内部統制に依拠しているような事態も指摘されていた。

(改訂の内容)

・そこで、令和2年度の監査基準の改訂を受けて、財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な 虚偽表示リスクの評価については、必ず固有リスクと統制リスクを分けて評価するものとされ た。また、重要な虚偽表示リスクの識別は固有リスクの識別で行うことが明確化されるとともに、 固有リスクは虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを組み合せて評価するものとされた。さら に、虚偽表示の発生可能性の検討にあたっては固有リスク要因を踏まえて評価することとされ た。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・ <Q4-9>、 <Q5-3>も参照。
- ・(※1)の従来とは、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチが導入された平成17年以降令和2年度改訂より前という意味合いです。
- ・なお、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別については、令和2年度の監査基準の改訂前後で考え方は変わっていません、すなわち、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクについては引き続き重要な虚偽表示リスクとして評価するものとされており、固有リスク、統制リスクそれぞれに分けて個々に評価したうえで結合するということはありません。なぜなら、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクはその定義からしてそもそも特定の財務諸表項目(アサーション)に結び付けられないものであることから(【監基報】315. A182)、特定のアサーションに虚偽表示が行われる可能性である固有リスクと結びつかないからです。つまり、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクには固有リスクを識別・評価するという考えはありません。

<Q5-07>監査計画の策定にあたっては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況の有無を確かめることが求められる。その理由について簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P237、P238)

- ・監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性について十分かつ適切な監査証拠を入手し結論付けるとともに、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを結論付ける責任がある(【監基報】570「継続企業」.6)。
- ・ここで、仮に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの是非が監査上重要な検討事項になる可能性がある(【監基報】570.A3 参照)。
- ・さらに、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、**財務諸** 表全体レベルあるいは財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクの識別及び 評価に影響を及ぼす可能性がある。
- ・このように、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無は、重要な虚 偽表示リスクの識別及び評価、これを踏まえたリスク対応手続の内容、すなわち、**監査計画の内**

容に重要な影響があることから(【**監基報**】570.A3 参照)、監査計画の策定にあたってこれらの 有無を考慮し検討することが求められる。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適正かどうかの判断基準とすることから、監査 上も継続企業の前提を考慮する必要がありました、この点について<Q2-12>、<Q2-13-3>参照
- ・財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクへの影響について〈Q4-10〉参照

<Q5-08>監査基準上、財務諸表における不正は、監査計画の策定にあたってどのように考慮することとされているか、簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P220)

職業的専門家としての懐疑心をもって、不正により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる 可能性(※)に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映することが求められる(監査基準・第 三 実施基準・一 基本原則 5)。

◎ワンポイントアドバイス!

(※)について、不正による重要な虚偽表示リスク、単に不正リスクと置き換えても結構です(【監 基報】240.10(3))。

<Q5-09>上場企業を念頭に置き、不正による重要な虚偽表示リスクを適切に識別するための情報を 入手するにあたって、監査人に実施することが求められる監査手続について述べなさい。 (暗記不要)

【解答例】 (P220)

不正による重要な虚偽表示リスクを適切に識別するための情報を入手するにあたって、監査人は 【監基報】240.F15-2から23までの手続を実施しなければならない(【監基報】240.15)。

<Q5-10>売上高の実在性(発生)というアサーションについて、財務諸表における不正への対応という観点から、特に監査計画の立案にあたって監査実務上求められている事項について簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】 (P221)

- ・売上高の実在性(発生)、つまり、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、**どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するか**を判断しなければならない(【監基報】240.25)。もし、収益認識に関する推定を適用する状況にないと結論付け、そのため収益認識を不正による重要な虚偽表示リスクとして識別していない場合には、その理由を監査調書に記録しなければならない(【監基報】240.25、46)。
- ・また、不正リスクとした場合、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならず、 当該リスクに対応する内部統制を識別し、デザインを評価し、業務に適用されているかどうかを 判断しなければならない(【監基報】240.26、【監基報】315.25(1)①及び(4))。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・売上高の認識は収益認識と同義ですから、「収益認識」を「売上高の実在性(発生)」と置き 換えられても落ち着いて対応できるようにしましょう。
- ・上記の、「どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するか」という検討を実務上「**不正シナリオ**」の検討ということがあります。

<Q5-11>リスク評価手続の一環で、企業の会計上の見積りに関する事項として監査人に理解が求められる事項について述べなさい。 (暗記不要)

【解答例】 (P120)

重要な虚偽表示リスクを適切に評価するために、企業の会計上の見積りに関する事項として監査 人には【監基報】540「会計上の見積りの監査」、12 に規定された事項の理解が求められる。

<Q5-12>監査人は、リスク評価手続の一環で、過年度の会計上の見積りの当年度における確定額等について遡及的に検討しなければならないとされている。実務上この検討はいわゆるバックテストと言われるが、なぜリスク評価手続の一環で必ずバックテストを実施することが求められているのか、その理由について簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P120)

- ・いわゆるバックテストを実施することで、次のような情報(【監基報】540.A55)が得られることから、当年度における重要な虚偽表示リスクの識別と評価に役立つからである(【監基報】540.13)。
 - 経営者の過年度の見積りプロセスの有効性に関する情報
 - 会計上の見積りの複雑性及び不確実性に関する情報
 - 会計上の見積りが経営者の偏向の影響を受ける可能性がある又は偏向の兆候を示す情報
- ・また、その結果として適切なリスク対応手続の種類、時期及び範囲を決定するのに役立つことがある(【監基報】540.A55)
- ・そこで、リスク評価手続の一環で必ずバックテストを実施することが求められている(【**監基報**】 540.13)。

⊕ ワンポイントアドバイス!

- ・バックテストは実務上非常に重要な手続です。実務家が作成する事例問題対策の備えとして、この手続を実施する趣旨をきちんと理解しておきましょう。
- ・バックテストを実施することで(過年度の見積りを遡及的に検討することで)、会社の見積り プロセスの不備、見積りが実績とぶれる要因(不確実性の原因)等に気づき、経営者の見積り プロセスの有効性、経営者が設定した見積りの仮定や判断の当否等を検討することができま す。これらの情報を得ることで、**当年度のリスク評価手続に活用**し、重要な虚偽表示リスクを 的確に識別し評価することに役立てる、といった狙いがあります。
- ・見積りが実績とぶれてしまうことの監査上の取扱いについては〈Q5-13〉参照

- 〈Q5-13〉監査人は、当年度のリスク評価手続の一環で、当年度に履行された資産除去債務についてのバックテストを実施したところ、前年度の資産除去債務の見積りと当年度に実際に発生した撤去費用との間に監査上明らかに僅少とはいえない差異が認められた。当該差異について、以下のように場合を分けて監査上どのように取扱うべきか、あなたの考えを簡潔に述べなさい。なお、いずれのケースでも、当該差異は監査上明らかに僅少とはいえない差異であるものの全体としての前年度及び当年度財務諸表いずれにとっても個々にみて重要な虚偽表示ではなく、その他には虚偽表示はなかったものとする。
 - (ケース1)前年度から資産の撤去に要する部材の調達コストが増加しており、本来は前年度 において重要な見積りの変更に該当するかどうかの検討が必要であった。
 - (ケース2) 当年度に入り急激に資産の撤去に要する部材の調達コストが増加し、前年度において予見することができなかった。

【解答例】 (P120)

- ・(ケース 1)では、本来前年度の財務諸表の作成(確定)時点において重要な見積りの変更に該当するかどうかの検討が必要であった。つまり、前年度の財務諸表の作成(確定)時点において利用可能な情報等に基づいて合理的な最善の見積りを行っているとはいえず、適切に財務諸表を作成しているとは認められない。そこで、当該差異は前年度及び当年度財務諸表の虚偽表示として取扱うことになるものと考えられる(【監基報】540. A60)。また、経営者が会計上の見積りを行う際に情報を考慮するプロセスに問題があると判断し、当年度監査のリスク評価手続にあたって統制リスク及び重要な虚偽表示リスクを再評価するとともに、必要に応じて監査計画の修正を行ったものと考えられる(【監基報】540. A60 参照)。
- ・一方、(ケース 2)では、**前年度の財務諸表の作成(確定)時点において利用可能な情報等に基づいて合理的に最善の見積りを行い、適切に財務諸表を作成していると認められる**ことから、当該内容も含めてバックテストの検討過程及び結果を監査調書に記録し、それ以上の特段の追加的な検討(例えば、リスクの再評価や監査計画の見直しなど)は行わなかったものと考えられる。
- ・なお、(ケース1)においても、当該差異は重要な虚偽表示には該当せず他に虚偽表示はなかったことから、当該差異の発生は前年度の財務諸表の修正が必要となる事後判明事実には該当せず、財務諸表の訂正は不要であると判断したものと考えられる。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・会計上の見積りの確定額と過年度の財務諸表における認識額との間に差異があったとしても、 必ずしも過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示しているわけではありません(【監基 報】540. A60)。「財務諸表の確定時に利用可能な情報等に基づき、合理的な最善の見積りを 行っていたかどうか」がその分かれ目になります。なぜなら、そもそも見積りの確定額は、見 積りを行った日以降に発生した事象や状況の影響を必然的に受けるからです(テキスト 120 頁(※4)のとおり。)。
- ・過年度の財務諸表の誤り(虚偽表示)については、監査報告書発行後の後発事象ですから事後 判明事実、財務諸表の訂正を思い出せるようにしてください(<Q2-16-1>も参照)。
- ・重要性に関する明らかに僅少な額については、〈Q1-5〉及び【図表 4】参照。
- ・ (参考) 資産除去債務に関する会計基準第 10 項など

<Q5-14>ある上場会社の監査業務においてリスク評価手続の結果、売掛金の実在性を、関連するアサーションとして識別するとともに、売掛金を重要な勘定残高とした。このようなケースにおいて、一般的には、どのようにリスク対応手続を立案することになるか、できるだけ具体的に、あなたの考えを述べなさい。

【解答例】(P106、P112)、論文対策問題集 2-2-3、2-2-4、2-4-5

- ・財務諸表項目 (アサーション) レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効 に運用されていると想定する場合には、内部統制の運用状況の有効性を評価する運用評価手続を 立案する(【監基報】330「評価したリスクに対応する監査人の手続」.7(1))。
- ・また、売掛金は重要な勘定残高であることから**必ず**実証手続を実施する必要があり、実証手続も 併せて立案する(【監基報】330.17)。
- ・特に、売掛金の実在性という監査要点について、関連するアサーション(【監基報】315.11(5)) として識別していることから、売掛金の実在性について、より確かな心証が得られる監査証拠を 入手できるよう、リスク対応手続を立案する必要がある(【監基報】330.6(2))。
- ・そこで、特に、実証手続については、発見リスクを低くするために、(種類(【監基報】330. A18)について)①より適合性が高く、より証明力の強い監査証拠を入手できるような実証手続を選択する必要があり、例えば、得意先に対する積極的確認の実施を立案する。また、(時期(【監基報】330. A11)について)②実証手続を期末日により近い時期又は期末日を基準日として実施するなどの対応が必要となることから、例えば、期末日を基準日とした積極的確認の実施を立案する。さらに、(範囲(量)(【監基報】330. A15)について)③実証手続の範囲を拡大するため、例えば、より多くの得意先あるいは多額な売掛金を計上する得意先を抽出し当該得意先に対して積極的確認を実施するよう立案する。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・実証手続については、必ず、3要素(①種類、②(実施)時期、③範囲(量))の視点で考えるようにしてください。
- ・実施時期については、財務諸表の作成日である決算日あるいは当該決算日に近い日に実施した 方が監査証拠としての証明力は強いとされている点は覚えておきましょう。

< Q5-15>上記 < Q5-14>を踏まえて、得意先に対する残高確認を実施したところ、ある得意先から照会額1.1億円に対して「買掛金の当社の残高はゼロである」という回答と、ここ数年来取引がないとの申し出があった。当該状況を受けて、監査人は不正による重要な虚偽表示を示唆する状況があると判断したとする。そこで、次に監査人が採ったと考えられる対応について、簡潔に述べなさい。

【解答例】 (P132、P226)

- ・監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならないとされている(【監基報】240「財務諸表監査における不正」.F35-2、FA50-3)。
- ・そこで、監査人は残高確認を実施した結果得られた設問のような状況や情報を踏まえて**リスク評価手続を改めて実施**するとともに、改訂されたリスク評価の結果に基づき、監査の基本的な方針及び詳細な**監査計画並びにこれらに基づき計画したリスク対応手続の種類、時期及び範囲を修正**することを検討したと考えられる(【監基報】300「監査計画」.9、A15)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・監査手続の結果、新たな事実や新たな情報を得た場合には、必ず**リスク評価の再実施、監査計画の見直し**が必要ではないか、検討することを忘れないでください(②監査の実施から、①監査計画に戻る、すなわち、**監査計画の修正**が必要、ということです。)。
- ・上場会社という前提での不正の問題ですから、【**監基報】240 の F からはじまる項番**を探せば よいという監基報の引用方法です。

<Q5-16〉内部統制(システム)の基本的要素のうち、一般的に最も重要であると考えられるのはいずれであるか、理由とともに簡潔に述べなさい。また、①監査人が当該基本的要素を理解することの意義と、仮に②当該基本的要素の不備を識別した場合に監査人が採ると考えられる対応について、述べなさい。(後段は暗記不要)

【解答例】 (P70) 、論文対策問題集 2-3-1

(前段について)

- 最も重要であると考えられるのは「統制環境」である。
- ・なぜならば、統制環境は、経営者の誠実性や倫理観、経営方針及び経営戦略などのように、組織 の気風(社風)を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の 基本的要素の(全般的)基礎をなし、影響を及ぼすからである。

(後段について)

- ①監査人が当該基本的要素を理解することの意義
- ・監査人が統制環境を理解することで、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価と、それに関する監査人の全般的な対応に影響を及ぼすためである。また、監査人の監査アプローチの選択、例えば、実証手続を中心とした監査アプローチ又は運用評価手続と実証手続を組み合わせる監査アプローチを採用するかの判断に重要な影響を及ぼすためである(【監基報】330「評価したリスクに対応する監査人の手続」.A1、A2)。
- ・したがって、統制環境が有効である場合には、監査人の内部統制への依拠の程度及び企業の内部で作成された情報の監査証拠としての証明力が高くなるため、例えば、監査手続を実施する基準日を期末日ではなく期末日前にすることができる(【監基報】330.A2)。
- ②統制環境の不備を識別した場合に監査人が採ると考えられる対応
- ・仮に、統制環境の不備を識別した場合には、一般的に内部統制の運用状況の有性に依拠するためにはより広範な監査証拠が必要となる(【監基報】330.A1)。
- ・そこで、統制環境の不備を識別した場合には、次のような対応を図るためのリスク対応手続の監査計画を立案することになると考えられる(【監基報】330.A2)
- 基準日を期末日前ではなく期末日として、より多くの監査手続を実施すること。
- 実証手続によってより多くの監査証拠を入手すること。
- 監査対象とする事業所等の範囲を拡大すること。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・統制環境の例示を数点暗記しておきましょう(テキスト 70 頁①の例えば以降)。
- ・上記のとおり、統制環境は組織の気風や社風に影響するもので、他の内部統制の基礎をなすことから、統制環境の良否は財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価に影響をもたらします。
- <Q5-17> 監査計画の立案にあたっての重要な虚偽表示リスクの評価は暫定的なものとなる理由を 簡潔に述べなさい。

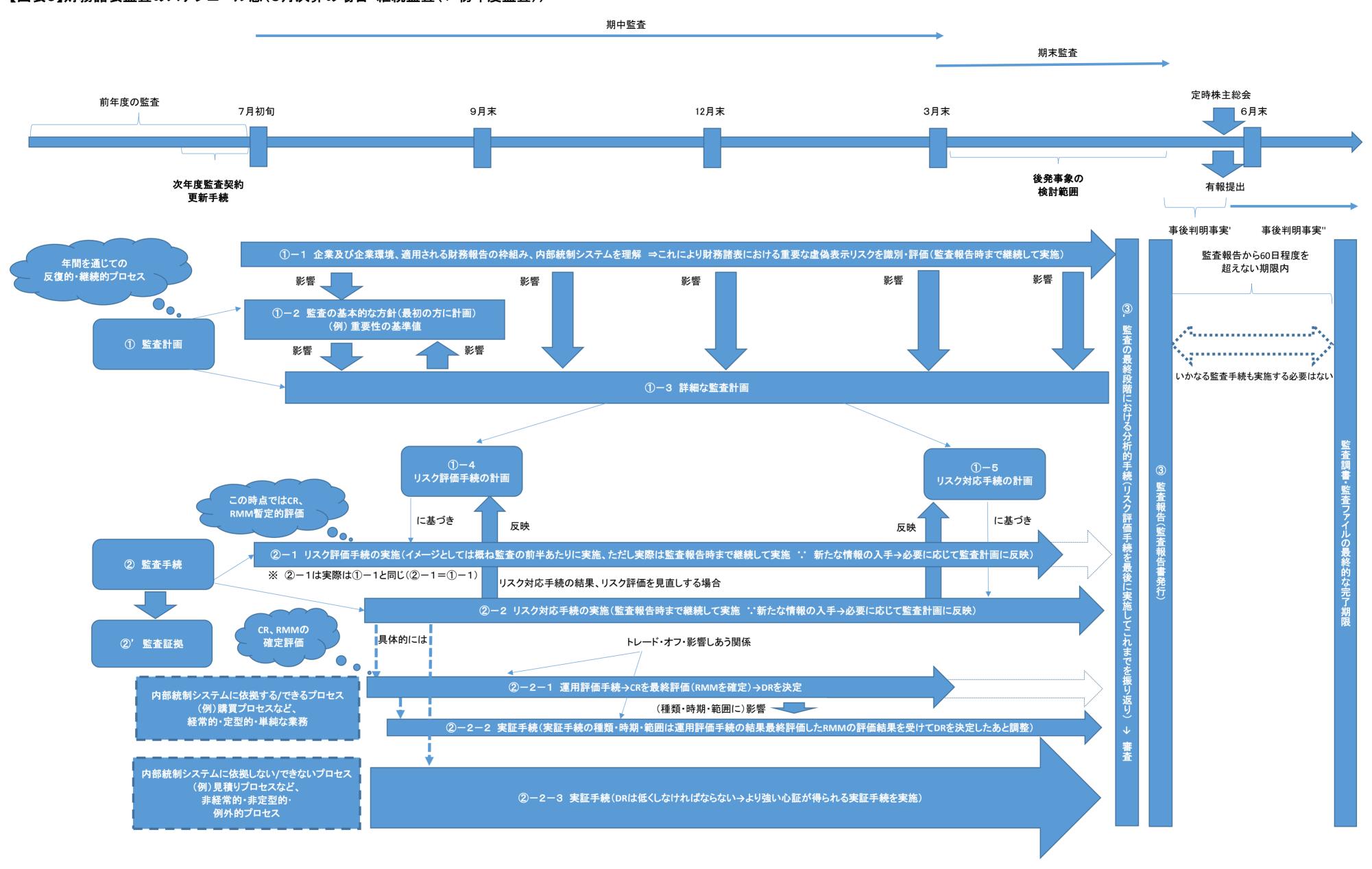
【解答例】 (P102) 、論文対策問題集 2-3-1

- ・監査計画の立案にあたっては、**適用される財務報告の枠組み、内部統制システムを含む企業及び** 企業環境を理解し、重要な虚偽表示リスクを識別・評価する。
- ・しかしながら、これらの理解はその時点のものであり、内部統制の運用状況の有効性を確かめる ための**運用評価手続は実施されていない。**
- ・したがって、重要な虚偽表示リスクの評価は暫定的なものとなる。

⊕ワンポイントアドバイス!

・重要な虚偽表示リスクを構成する統制リスクの評価を確定できないというのが答えの骨子です。

【図表5】財務諸表監査のスケジュール感(3月決算の場合・継続監査(≠初年度監査))



第2章 監査の実施 第4節 リスク・アプローチ総論

○学習のポイント

- ・リスク・アプローチは監査論の学習上の要、流れ(ストーリー)とつながりを意識して完璧にしよう!
- 監査の現場でどのようなことが行われているか想像し、イメージを膨らませることが大切です。
- ・皆さんの日頃の勉強に置きかえるとイメージがつきやすいと思います。

1 リスク・アプローチの基本的考え方

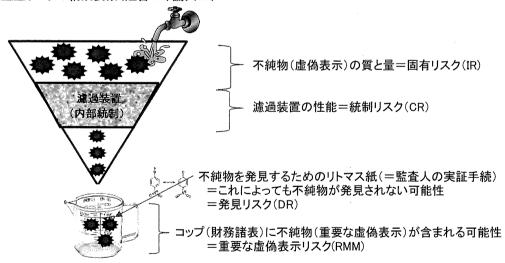
(1)リスク・アプローチの意義(短答:A、論文:A) →監査資源の配分の全体最適を図る手法 リスクの高い項目(重要な虚偽表示が発生しやすい項目)には、重点的に監査資源を配分(効果性) そのためにリスクの低い項目(重要な虚偽表示が発生しにくい項目)には、監査資源を軽減(効率性) このように、監査資源の制約があるなかで監査の目的を達成する手法がリスク・アプローチです。 なお、重要な虚偽表示の発生のしやすさのことを「重要な虚偽表示リスク」(RMM)といいます。 リスク・アプローチは監査論の根底であり、その定義と意義はしっかり暗記することが必要です。

(2)リスク·アプローチと監査の目的(短答:A、論文:A)

論文問題集 2-4-1及び2-4-2参照のこと、別途配布するテキスト手書きメモ参照 目的である「重要な虚偽表示がないことを合理的に保証する」ための手法がリスク・アプローチです。 そのためには、以下の監査リスクを合理的に(or許容可能な)低い水準に抑える必要があります。

- ○監査リスク=監査の目的が果たせないこと=監査が失敗するリスク=誤った意見を表明するリスク =財務諸表における重要な虚偽表示を看過し、誤って無限定適正意見を表明してしまうリスク ※ 逆(財務諸表において重要な虚偽表示はないのにあると言ってしまうこと)は定義に含まれません。
 - ■(参考)監査リスクが高まる原因の一例
 - ① 監査計画の策定の失敗
 - 財務諸表における虚偽表示リスク(不正リスク・特検リスク含む。)の識別・評価誤り
 - 上記のリスクに対応するリスク対応手続の設計誤り
 - ② 監査資源の不足(→ リスク対応手続の実施漏れや不十分につながる)
 - ③ リスク対応手続の実施漏れ、リスクに対応しない不適切な手続の実施(→重要な虚偽表示の看過)
 - ④ 得た監査証拠についての評価の誤り(→実は十分かつ適切な監査証拠が入手できていなかった)

(3)監査リスクの構成要素(短答:A、論文:A)



なお、いずれも監基報に定義があるため暗記は不要ですが、基礎の基礎なので十分な理解が必要です。

①固有リスク(短答:A、論文:A)

「固有リスク要因」に影響を受けて、固有リスクが上下するという点が大切。さらに、

「固有リスク要因」は(イ)勘定科目の特性(どの勘定科目か)と(ロ)企業の経営環境の影響を受けます。 固有リスク要因は「固有リスク」の発生原因と思ってください(さきほどの例だと国や地域、天候など)。 つまり、主観性が高くて将来の予測が複雑に介在する会計上の見積り(例えば、繰延税金資産)は 勘定科目の特性として固有リスクが高くなります。また、技術革新のスピードが著しく競合の激しい産業 (例えば、携帯電話の販売)で経営を行っている場合には在庫の評価の固有リスクが高くなります。

②統制リスク(短答:A、論文:A)

「(経営者が整備し運用する)内部統制の有効性」に影響を受けて、リスクが上下するという点、 統制リスクをゼロにすることはできない理由の(=内部統制の固有の限界)論述が大切。

③発見リスク(短答: A、論文: A)

「(監査人が立案(計画)し実施する)実証手続の有効性」に影響を受けて上下するという点、発見リスクをゼロにすることはできない理由(=監査の固有の限界)の論述が大切。

(4) 監査リスクの管理統制(短答:A、論文:A)

上記の①及び②は監査先である企業側のリスクについて監査人が(主観的に)「識別・評価」したもの、 ③は「①×②(RMM))」の識別・評価結果を踏まえて監査人が(主体的に)「決定」したもの、という関係です。

以上のまとめ図(94頁)は重要で暗記が必要です、また、以下の点を補足しておきましょう。 固有リスク要因の横に(勘定科目の特性と、企業の経営環境)を記載

(5)発見リスクの決定と実証手続の立案(計画)(短答:A、論文:A)

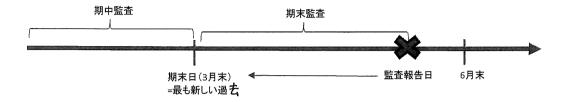
論文問題集 2-4-4、 2-4-5 参照のこと

実証手続は、その種類・(実施)時期・範囲(=量)によって有効性が上下します。

重要な虚偽表示リスクが高い項目は、発見リスクを低くしなければなりませんが、

重要な虚偽表示リスクが低い項目は、発見リスクは高くすることができます(高くても構いません)。 つまり、RMMとDRは逆の相関関係にあります。

- ※ テキストの①~③の記載はRMMの高い項目、つまり発見リスクを低くしなければならない場合の対応です
- ※ ②の記載は(一般論としても)期末日に近い方が(最も新しい過去のため)証明力が高いと覚えておきましょう



[参考]重要な虚偽表示リスク・発見リスク・実証手続の関係(短答:A、論文:A) 前段が、リスク・アプローチの効果性と関係し、後段がリスク・アプローチの効率性と関係した考えです。

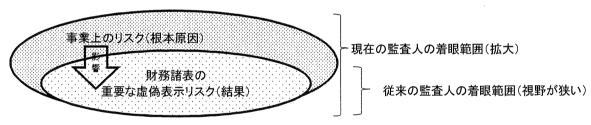
2 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチ ~監査基準の平成17年度改訂~ 論文問題集 2-4-6 参照のこと

※ 以下(1)~(3)に記載の3点が平成17年度の監査基準の改訂内容です(改訂内容と理由を押さえる!)。
理解の仕方=従来は~だった。ただし、・・の問題や課題があることから、××に改められた(考えが導入された。)

(1)事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチとは(短答:A、論文:A)

(意訳すると)経営者の思考を踏まえ、経営者が関与する不正に、より注意すべきことを定めたリスク・アプローチ

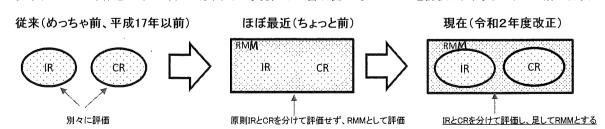
- = 経営者の思考を想像し、広い視点でリスク評価を行うべきという考え
- =事業上のリスクの抑え込みに失敗して経営目的(利益獲得)が達成できない状態に、 経営者がどのような不正を行うかを想像して、広い視点でリスク評価を行うべきという考え



[例示]事業上のリスクと重要な虚偽表示リスク(短答:C、論文:A) 今後論文対策(事例問題対策)で少しずつ押さえていきましょう。

(2)重要な虚偽表示リスクの評価(短答:A、論文:A)

従来、RMMという概念がない時代がありました。現在は一番右側の考えでRMMを評価します。(※2)の理解が重要です。



(3)財務諸表全体及び財務諸表項目の2つのレベルでの評価(短答:A、論文:A)

財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクが、あらゆる財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクを誘発することがあります。そのため、財務諸表全体レベルを含めて、2つのレベルで評価を行うことが定められました。

(財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの例) 経理部員が退職し人員が少なく経理体制が脆弱である、などなお、財務諸表項目とアサーションは以後同じ用語として利用されます。

財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクとは、例えば次のようなリスクです。

- ・売上高という取引が架空に計上され、実在しない売上高が架空計上されるリスク(実在性という監査要点に違反)
- ・売上高に対応する原価が計上されず、売上原価が過少に計上されるリスク(網羅性という監査要点に違反)
- ・売掛金に対応した貸倒引当金が計上されず、売掛金の評価が過大となるリスク(評価という監査要点に違反)(※)
- ・商品の低価法による評価損が計上されず、商品の評価が過大となるリスク(評価という監査要点に違反)(※) (※)貸倒引当金や商品評価損の網羅性という監査要点違反でもあります。
- (4)特別な検討を必要とするリスクへの対応(短答:A、論文:A) 詳しくは116頁で学習します。
- (5)重要な虚偽表示リスクの評価と対応(短答:A、論文:A) 【図表1】、【図表2】を参照しながら、頭を整理しましょう。

それぞれの手続の定義、手続間の関連性、手続の具体的なイメージをご自分の言葉で言えるようになってください。 リスク評価手続とは?リスク対応手続とは?運用評価手続とは?実証手続とは?それぞれの関係性は?

そして、なぜ、まず、重要な虚偽表示リスクを「暫定的に」評価するのか?

また、なぜ、「原則として」試査に基づきリスク対応手続を実施するのか?

それぞれについて必ず説明できるようになってください。

- 3 (監査計画の立案のための)リスク評価~重要な虚偽表示リスクの識別と評価~
 - (1)リスク評価手続を実施して理解する事項(短答:A、論文:B)
 - (1)a)~c)は短答用の知識、論文では監基報があるので暗記は不要です。

ポイントは、「企業及び企業環境」、「適用される財務報告の枠組み」、「内部統制(システム)」を理解すること、 リスク評価にあたって、経営者の思考を追随すること、すなわち、事業上のリスクを考慮することです。

【研究】企業の内部統制システムの構成要素の理解(短答:B、論文:D)

テキスト70~71頁と微妙に異なるのは参考にしている基準書が策定された時期が異なるからです。 あまり深く考える必要はありません、a)~c)が「間接的」で、「直接的」なd)e)を支えるという点を押さえましょう。 また、③の4つの・については、必ず内部統制を理解することが求められる点も押さえましょう。

- (2)リスク評価手続とこれに関連する活動(短答:A、論文:A)
- ①リスク評価手続として実施する手続

(経営者ディスカッションを含む)質問、分手、観察・閲覧の3つ+監査チーム内討議(ディスカッション)と覚えます。

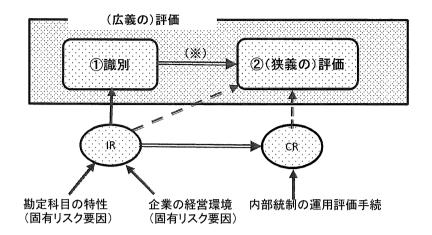
- →論文対策としてはなぜこれらの手続を必ず実施する必要があるとされているのかが重要になります。
- →論文対策講義で解説しますが、少しずつ考えてみてください(一例が以下の②になります。)。
- ②監査チーム内の討議の意義を簡単にまとめると次のとおりです。

情報の伝達・共有→意見交換(※)→メンバーの被監査会社に対する理解の向上→虚偽表示発見力アップ

(※) これにより新たな財務諸表の虚偽表示リスクが識別されることもある。

(3)重要な虚偽表示リスクの識別と評価(短答:A、論文:A) 令和2年監査基準改訂 識別=認識(存在を認識する、リスクがある)、評価=測定(大小を計る、リスクの大きさを計る)という意味です。

≪財務諸表項目(アサーション)レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価のイメージ≫



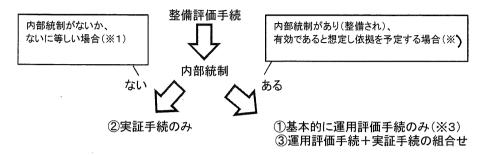
- (4)重要な取引種類、勘定残高及び注記事項の決定と振り返り(短答:A、論文:A)
- 上記の図で(※)のとおりRMMが識別されたアサーション(監査要点)のことを「関連するアサーション」、
- これが一つでも存在するものを「重要な取引種類、勘定残高及び注記事項」といいます。 例えば、勘定科目の特性や企業の経営環境の理解から、
 - ・売上高という取引が架空に計上され、実在しない売上高が架空計上されるリスクというリスクを識別した場合、「実在性」が「関連するアサーション」であり、
 - ・関連するアサーションが識別された「売上高」が「重要な取引種類、勘定残高及び注記事項」となります。
- {参考}実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク(短答:A、論文:C)

高度にITに依存しているような業種で、情報システム(IT)にのみ情報が記録されているような場合(※1参照)、あるいは、売上高が個々に重要ではないものの集合体であるような場合

(例)楽天証券などのネット証券会社や、ダイソーなどの100均

- ⇒実証手続のみでは(重要な虚偽表示がないことについて)十分かつ適切な監査証拠を入手できない
- →運用評価手続により心証を得る必要があり、その前提として内部統制の理解が求められる
- [例示]重要な虚偽表示リスクを生じさせる可能性のなる事象又は状況の例(短答:D、論文:A) 最近は論文式試験の事例問題の前提となることが多いです。
 - →論文対策講義で対策します。
- 4 評価したリスクへの対応~評価したリスクに対応する監査人の手続~
 - 論文用には監査基準(口囲み)の定義規定を覚えることが大切です
 - (1)財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクへの対応(短答:A、論文:A)
 - ・監査基準に規定の財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの定義は暗記する必要があります。また、具体的な例としては、以下をイメージしておくとよいです
 - 経理部の人数が退職等により不足し経理体制が脆弱(きじゃく・ぜいじゃく)
 - 取締役会や監査役会が代表取締役の親族のみで構成されており形骸化
 - ・監査基準に記載の3点は最低限覚える必要があります。 要するに、監査体制の充実・強化を図るという意味合いです。

- (2)アサーション(財務諸表項目)レベルの重要な虚偽表示リスクへの対応(短答:A. 論文:A)
- ・アサーション・レベルと財務諸表項目レベルというのは同じ意味です
- 財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクは特定のアサーションに関連付けられるリスクであるため、 そのアサーションに関連した固有リスク及び統制リスクを考慮した対応を決定する必要があります。
- (3)リスク評価と監査アプローチの選択(短答:A、論文:B) 3つのストーリーを覚える必要があります。



- (※1)(ア)内部統制がない場合
 - ⇒効果性の観点からは実証手続のみで十分かつ適切な監査証拠を得る必要があり、運用評価手続を実施することは無駄 (イ)内部統制は一応あるが形ばかりで有効に運用されているとは想定されない場合
 - ⇒効果性の観点からは実証手続のみで十分かつ適切な監査証拠を得る必要があり、運用評価手続を実施することは無駄
- (※2) (ウ)内部統制は有効だと想定される場合、あるいは、(エ)実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠が得られない場合
- (※3) ただし、この場合にも、重要な取引種類等については、必ず実証手続を実施しなければならない。

{参考}網羅性と運用評価手続(短答:A、論文:C)

実在性(発生)について実証手続が適合し、網羅性には運用評価手続が適合するという点、短答頻出です。

- (4)運用評価手続と実証手続(短答:A、論文:A)
- ・内部統制の運用評価手続を実施するケース、実施しないケース2点ずつ覚えてください。 論文問題集 2-5-1 参照のこと
- ・重要な取引種類等については、運用評価手続を実施したとしても別途必ず実証手続の実施が必要です。
- (5)リスク評価の修正(短答:A、論文:A)

新しい情報を入手した場合、次の対応が必要になります。

- ・リスクの再評価(リスク評価手続)を実施する必要があります。
- ・状況によってはリスク評価の結果と、監査計画を修正しなければなりません(テキスト132頁へ)。
- (6)入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価(短答:A、論文:A)
- ・監査証拠は入手してそれだけでOKというわけではなく、その十分性と適切性を評価する必要があります。 つまり、監査証拠は十分性と適切性を評価して問題がなければ十分かつ適切な監査証拠になります。